

介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

令和6年6月施行版

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

【色分け】

- ・水色→新設
- ・黄色→変更
- ・灰色→廃止

福島市

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ(1) 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	イ(2) 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	イ(3) 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割				-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		(2)1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割				-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割				-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の221/1000 加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の208/1000 加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の200/1000 加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の187/1000 加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5				(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の184/1000 加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6				(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の163/1000 加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7				(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の163/1000 加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8				(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の158/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の142/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10				(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11				(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の121/1000 加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12				(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の118/1000 加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13				(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14				(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の76/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等サービスベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービスⅠ1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者(週1回程度) 要支援1	1,798単位	1798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービスⅠ1日割			59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービスⅠ2		事業対象者(週2回程度) 要支援2	3,621単位	3621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービスⅠ2日割			119単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者(週1回程度) 要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2		事業対象者(週2回程度) 要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ1	業務継続計画未策定減算	事業対象者(週1回程度) 要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ1日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2		事業対象者(週2回程度) 要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2日割			1単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算	1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者(週1回程度) 要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業対象者(週2回程度) 要支援2	752単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2		事業対象者(週2回程度) 要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		事業対象者(週1回程度) 要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2		事業対象者(週2回程度) 要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1		事業対象者(週1回程度) 要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2		事業対象者(週2回程度) 要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1回につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算			(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の92/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の90/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の80/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の64/1000 加算	
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1				(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の81/1000 加算	
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の76/1000 加算	
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3				(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の79/1000 加算	
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の74/1000 加算	
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5				(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の65/1000 加算	
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6				(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の63/1000 加算	
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7				(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の56/1000 加算	
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8				(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の69/1000 加算	
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の54/1000 加算	
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10				(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の45/1000 加算	
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11				(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の53/1000 加算	
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12				(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の43/1000 加算	
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13				(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の44/1000 加算	
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14				(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の33/1000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスペースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ペースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者(週1回程度) 要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者(週2回程度) 要支援2	3,621単位		2535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者(週1回程度) 要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者(週2回程度) 要支援2	3,621単位		2535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位		
種類	項目									
AF	2111	介護予防ケアマネジメント(要支援認定者)	イ 介護予防ケアマネジメント	要支援1・2			442単位	442	1月につき	
AF	3211	介護予防ケアマネジメント虐待減算(要支援認定者)			高齢者虐待防止未実施減算			4単位減算		438
AF	5211	介護予防ケアマネジメント虐待・業未減算(要支援認定者)				4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	8単位減算		434
AF	7211	介護予防ケアマネジメント業未減算(要支援認定者)			業務継続計画未策定減算		4単位減算	438		
AF	2211	介護予防ケアマネジメント(事業対象者)		事業対象者			442単位	442		
AF	3212	介護予防ケアマネジメント虐待減算(事業対象者)			高齢者虐待防止未実施減算			4単位減算		438
AF	5212	介護予防ケアマネジメント虐待・業未減算(事業対象者)				4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	8単位減算		434
AF	7212	介護予防ケアマネジメント業未減算(事業対象者)			業務継続計画未策定減算		4単位減算	438		
AF	4001	介護予防ケア初回加算(要支援認定者)	ロ 初回加算	要支援1・2		300単位加算	300			
AF	4101	介護予防ケア初回加算(事業対象者)		事業対象者		300単位加算	300			
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	事業対象者、要支援1・2		300単位加算	300			

※令和3年度介護報酬改定によりAF(介護予防ケアマネジメント)に要介護認定者を設定することが可能となっていますが、福島市においては対応する事業(住民主体のサービス)が未実施のため算定対象外としています。

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用します。